

議長（滝内久生君） 質問順位 1 番、一つ、旧下田グランドホテルの取得について。

以上 1 件について、4 番 渡邊照志君。

〔 4 番 渡邊照志君登壇 〕

4 番（渡邊照志君） 清新会の渡邊です。議長の通告により一般質問をさせていただきます。

市民の皆様のご関心事の一つであります、旧下田グランドホテル取得の方針を示した下田市当局に対し、令和 3 年度末までの回答の期限が迫り、本会議での取得金 100 万円の予算成立の賛否が問われる中、市当局より市民の皆様にご具体的な計画の回答をいただきたいと思い、一般質問をいたします。

下田市 3 丁目の旧下田グランドホテルは、敷地面積 1 万 4,453 平米、地上 8 階建て、鉄筋コンクリート構造、一部鉄骨構造、延べ床 7,541 平米でございます。

1957 年創業、2000 年頃に休業し、既に 20 年以上の経過、廃墟状態であります。

1975 年、アスベスト使用に関する法改正以前の建物のため、耐火被覆にアスベストが使用されている可能性が極めて高い建物と思われまます。

土地建物に根抵当権が設定されていまして、平成 21 年 8 月 25 日、極度額 2 億円、根抵当権転抵当、令和元年 8 月 5 日、債権額 10 万円。

取得の提案までの経緯として、令和 3 年 1 月、旧下田グランドホテルが破産手続に入りました。4 月、破産管財人より売却先が見つからず、所有者不在の事態となる可能性があるとして、下田市に購入の要請の打診がありました。11 月 19 日、全員協議会にて土地建物を取得する方針の報告がございました。12 月議会において、購入予算 100 万円を公共用地取得特別会計補正予算として提出を受けました。

私も市民の皆様と同様、この旧グランドホテルに対し、あのままではいいとは思っておりません。観光、景観、歴史のまち下田にはふさわしくない建物と思っております。

しかし、11 月 19 日の全員協議会でのこの旧下田グランドホテルの取得に対する当局の説明は、あまりにも無計画で納得できるものではありませんでした。当時の説明は、所有者が破産手続に入り、破産管財人から売却先が見つからず、所有者不在の可能性があると、下田市に購入の打診があったと聞いております。売却価格は、下田市の言い値で可能とし、抵当権が設定されているため、購入が決定すれば、裁判所と協議の上、担保権抹消を進めるといふ、破産管財人の提案でございました。

これに対して市は、旧グランドホテルが景観を損ね、防災・防犯面でも放置は望ましくないと判断し、取得の方針を固めたと説明。松木市長は、放置すれば倒壊するおそれがあり、

今そこにある危機を見逃すことはできないと説明を付け加えました。

私の納得できなかったことは、議会において十分な議論もしないうちに、11月19日に土地建物取得の方針を全員協議会で報告し、12月1日に始まった議会に100万円の取得予算を提出したことに対し、あまりにも拙速過ぎたこと。

取得するための市の方針は、所在者不在を避けるためとしていましたが、建物の調査、アスベストの有無の調査もしていない。

解体の時期、また、解体価格についても正式に調査しての提示ではなかった。

解体後の利用計画もはっきり提示されていなかった。

下田市の財政が逼迫している中で、市の単費で実行する事業とは思えませんが、当時、県、国のほうには、旧下田グランドホテル取得の具体的な計画の報告、また相談がされていない。

以上が、12月議会当時のこの事業の計画に対する納得のいかない点でございました。

12月議会において、佐々木議員の次の質問に対して、当局の答弁です。

11月19日に提示された、1、3から4億円の解体費について、どのように積算したのかの問いに対し、インターネット情報により、ホテルの解体の概略単価により、延べ床面積7,541平米に平米単価4から5万円を乗じて算出した。アスベストの処分費、重機の搬入費は含まれていないとの回答でした。

2、旧下田グランドホテルの調査は何月何日にしたのかの問いに対し、してはいない。現地確認は現在、管財人の管理下であるため、旧下田グランドホテルの調査についてはできかねると回答いたしました。

3、改めて現地の調査をする予定はないのかの問いに対し、下田市が取得するとは決まっていない。取得するために100万円の提示をするだけ。市としては民間が取得してくれるのがベスト。P F I（民間の資金と経営能力）や民間活力によって買ってもらうのが一番していました。所有者がいなくなって飛散、倒壊があった場合、全て下田市に責任がかぶってくる可能性があるのでは、そういったリスク回避のために取得に対し手を挙げている状態。まだ100万円で市が取得できるかどうかも決まっていない。100万円を提示させていただいている状態である。現在活用の計画はないが、計画ありきになった場合、補助金を使って解体ができると思っているとの回答でした。

この回答を聞いたとき、改めて市当局の計画に大きな疑問を抱きました。取りあえずこの土地建物を100万円で買って置いて、後づけでこの事業に関わる問題を解決するという計画

は、市民の皆様に対しても納得いただけないものではないかと思いました。

ここから質問に入らせていただきます。

私も法務局に行き、登記簿謄本を取ってきました。確かに市当局の報告のとおり、この旧グランドホテルには、根抵当権、平成21年8月25日、極度額2億円、根抵当権転抵当、令和元年8月5日、債権額10万円がついておりました。

この抵当権に対しては、破産管財人のほうが裁判所と協議の上、下田市が購入してくれるなら担保権抹消の手続を進めるという提案だったといえます。当局はこの破産管財人に対して、大変親切な弁護士としていましたが、その提案に対し、書類などでのやり取りはできているのでしょうか。お伺いします。

また、税務課より、法律により個人情報として公表できないとしている廃業した旧下田グランドホテルの二十数年間の税金についてですが、間違いなく納税はされていないと思われまます。市税の未納がある場合でも、破産すると滞納した税が回収できなくなるのではないかと思われますが、市民の皆様の理解は得られるでしょうか。一般的に破産した場合の税金の取扱いになどについて、どのように処理するでしょうか。お聞かせください。

引き続きお伺いします。2か月が経過した本年1月、市当局のほうもいろいろ動きがありました。そのことを含めお伺いします。

1、11月19日、全員協議会での取得の説明、その後、僅か13日後の12月議会に補正予算100万円の拙速過ぎる計上についての理由を改めてお伺いします。

次に、2、当時、破産管財人の管理下であり、調査はできかねると思うと答弁した現地調査については、管財人の許可を得て1月20日に、市職員、建築技師8名の参加を得て、目視による調査を実施し、その結果、鉄筋コンクリート内部の鉄筋が腐食して膨張し、コンクリートが内側破裂した形跡など、躯体の著しい劣化を確認したとのこと。また、長年の風雨でガラス窓の割れ、浸入した形跡もあったが、アスベストの使用の確認はできなかったとの報告があったといえます。耐火被覆としてアスベストの使用は確認できなかったとの報告に対し、松木市長は、建設年次を考えれば、アスベストの使用はゼロとは言い切れないとし、さらに詳細な調査が必要であるとの認識を示したといえます。

失礼な言い方ですが、創業より既に70年近くたち、約20年間廃墟となっていた下田グランドホテルの内部がどのようになっているのか、素人でも想像できます。当時、特にホテルなどの鉄骨構造建設物の耐火被覆としてアスベストの使用は必須の工法だと聞いております。1975年、特定化学物質など障害予防規則の改正が施行されて、それに伴いアスベストの含有

率が5重量%、これはある物質100グラムの中に特定の物質のグラム数をいうということらしいですが、それを超えるものは吹きつけ禁止の具体的な規制値が示されました。

1957年に建設されたこの旧グランドホテルには、目視の調査ではアスベストが確認されなかったと当局より全員協議会で報告がありましたが、増築した鉄骨構造建物にも使用されていたと、当時の建築物を知る方には聞いております。また、床材、断熱材など、アスベストを含有した建設材は流行していたため、使用されていた可能性は否定できないとも報告がありました。

アスベストの有無、その処理費用は思ったよりかかるということですが、その処理方法もどのようにするのか、慎重に行わないと、大坂区、弥七喜区をはじめほかの区にも飛散する可能性もあります。処理方法をお伺いします。

市民の皆様において、アスベストの有無については、最も、先ほども言いましたが関心のあることだと思います。1月20日のこの旧下田グランドホテルの調査の目的はどこにあったのか。また、調査の結果、アスベストの使用が確認できなかったが、使用されていた可能性は否定できないと言っていました。再度調査をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。お伺いします。

次に、取得後、解体に対する計画についてお伺いします。

当局は、11月の時点では、この旧グランドホテル解体時期に対する計画は述べておりませんでした。もし、取得の契約が済んだ場合、その日から全ての事故責任は下田市となります。早く解体工事を進めなければ取得の意味がありません。解体はいつ頃の予定でしょうか。

次に、4、解体工事の金額の算出についてお伺いします。

先般、インターネット情報によりホテルの解体の概略単価により、7,541平米に平米4から5万円を乗じて算出したものだが、アスベストの処分費、重機の搬入費は含まれてないとの当局の回答でしたが、2月の全員協議会での旧グランドホテル取得のための公園整備想定事業費(概算)では、土地購入費100万円、解体工事費4から5億円、その後、公園整備費に2億から4億円、計6億円から9億円の概算予算計画を上げ、国、県補助は2分の1、残り2分の1は地方債で賄うと報告を受けました。国の補助事業や起債を活用し、可能な限りの市の財政負担の軽減に努めるとのことですが、国、県からの補助金について、どのようなものが当てはまるのか、可能性についてもお伺いします。

解体後の使用計画についてお伺いします。

11月には、避難所などに使用したいとの当局の回答だったと思います。12月22日の記者会

見の席上、市長は、利用計画については公園機能や防災機能の拡充など公的な利用のほか、民間事業の誘致などについて検討しているとのことでしたが、民間事業の参画は諦め、市単独の事業として捉えるようですがいかがでしょうか。

6、下田市の財政が逼迫している中、市の単費事業として進める事業とは思えません。この事業に対し、補助金の有無などを含め、いつ頃、県、国に報告、相談をしていましたか。お伺いします。

下田市には廃墟ホテル、これは持ち主がいうことですから、こういう言い方がちょっといいかどうかちょっとあれしますが、廃ホテル、皆さん御存じのようにまだ三つほど残っております。今回の旧下田グランドホテルの撤去が決定した場合、先々同じようなケースをたどる可能性があるとは思いますが、何年か後に同じケースをたどられたとき、いかが対処するおつもりでしょうか。

8、この建物より飛散、倒壊したものが原因で事故が起きた場合、下田市に責任が掛かってくるとのことですが、その理由をお伺いします。

9、民法第239条第2項、所有者のない不動産は国庫に帰属するとなっておりますが、その規定の適用ができる可能性はあるのでしょうか。お伺いします。

以上、よろしく御回答のほどお願いいたします。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 渡邊議員御指摘のとおり、現在、下田市は非常に厳しい財政状況にあります。今後、庁舎建設や広域ごみ処理、様々な大型事業が続き、非常に厳しい、それについては先ほども申し上げたとおりでございます。

しかしながら、市民の皆様からの安全を求める切実な声、これが市当局及び市議会に提出されております。長年の懸案だったこの旧下田グランドホテルの問題については、かように厳しい状況下においても、次の世代に先送りするのではなく、困難な道ではあっても解決に向けまして、市が総力を挙げて努力していこうと判断したところでございます。

なお、事業実施につきましては、できるだけ有利な制度、それを研究し、活用するほか、私たちの財政の影響を極力抑制する、こうしたことを検討してまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） それでは、細かい質問について答弁させていただきます。

最初に、弁護士の提案に対し、書面でのやり取りはという話なのですが、現時点では書面によるやり取りは行ってないところでございます。今議会に提出した取得費予算の議決をいただいてから、破産管財人から裁判所へ担保権消滅の許可の申立てを行うこととなりますので、その過程において、破産管財人弁護士との間で書面手続が生ずるものと考えております。

続きまして、12月定例会に100万円の計上は拙速過ぎるという質問でございます。これにつきましては、担保権消滅の許可の申立てから登記完了まで3か月程度かかることを見込んでおり、そこから逆算し、年度内完了が必達とされていたため、庁内で検討を重ね、12月補正での計上を判断したものでございます。

次に、1月20日のホテルの調査の目的、アスベストが使用された確認を再度調査していただけないかという御質問でございますが、1月20日の現地調査につきましては、ホテルの建物の現状調査の確認、解体費用の算出の参考とするため実施したものでございます。アスベストの使用状況につきましては、専門機関に調査・分析を依頼しなければ正確な結果は得られませんので、取得確定後に直近の補正予算にて調査費を計上し、対応してまいりたいと考えております。

続きまして、もし取得となったら事故責任は下田市となります。解体はいつ頃の予定でしょうかという御質問でございます。現時点の想定スケジュールにつきましては、令和4年度、5年度で調査と基本構想、令和6年度で基本計画、基本設計、令和7年度で実施設計、令和8年度から令和10年度にかけて解体工事、公園の整備工事と想定しているところでございます。

続きまして、国庫補助に対してどのような計画でいるのか。また、この事業に対して補助金の有無を含め国、県に報告、相談をしていましたかという質問でございますが、取得、解体後は防災機能を有する公園の整備を考えておりますが、具体的な補助事業、起債等につきましては、今後、基本構想の策定の中で検討していくこととしており、国庫補助事業につきましては、県の都市局に相談を行っているところでございます。

続いて、今現在は市の事業として民間事業の参画は諦め、市の事業として捉えているようですがいかがでしょうかということでございますが、民間事業者の参画につきましては、整備後の平時利用の管理において、パークPFI等の手法による公民連携の可能性などについて、幅広く検討してまいります。

続いて、下田市の廃ホテルの、まだ三つ残っていて、同じようなケースの可能性があると思いますということで、いかがでしょうかということでございますが、下田グランドホテルの

土地につきましては、以前、公有地であったものを処分した土地であること。下田公園に隣接し、一体の土地として跡地利用が可能であることなどを考慮したものであり、同様の物件はほかにはないと考えておるところでございます。

次に、この建物より飛散、倒壊したものが、事故が起きた場合、下田市に責任がかかるその理由はということですが、当該土地に隣接する市道は観光に重要な道路であり、道路法上、道路管理者としての責任がございます。さらに、原因者不在の場合、この建物より飛散、倒壊したものが原因で事故が起きた際は、責任の所在が不明確になり、市での対応が求められると考えております。

次に、民法第239条第2項、所有者のいない不動産は国庫に帰属することとなっておりますが、その適用はということでございます。御指摘のとおり、民法239条第2項は、所有者のない不動産は国庫に帰属すると定められておりますが、同法の第959条では、相続人不在の不動産の国庫帰属について定められており、その取扱いについては、手続や帰属の条件等について、財務省理財局長から通達が出されております。この通達では、老朽建物等の撤去や担保権が設定されたままの不動産は対象にならないことが示されていることなどから、現状のまま下田グランドホテルの国庫帰属は適用される可能性は低いと考えておるところでございます。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 税務課長。

税務課長（佐藤政年君） 税務課です。一般的に破産した場合の税金の取扱い等について、どのように処理されますかという御質問に対してお答えいたします。

債務者が、債務超過等によりまして破産手続開始の申立てを裁判所に行いまして、破産手続開始決定がされますと、破産管財人が選任、債権届出期間等が定められまして、破産者の財産は破産管財人において管理、処分されることとなります。

税の滞納がある場合、この場合、債権者であります地方自治体は、債権届出期間までに交付要求の手続を行いまして、破産者の財産処分による配当を得られる権利が生じますけれども、滞納額に満たない配当となる場合も多く見受けられます。そういった場合でも、破産手続終結の決定がなされます。税の滞納額に満たない配当となった場合ですけれども、当然、税の滞納、債権が残ることとなるわけですけれども、法人の場合、債務者が不在となったことから、税の徴収、滞納処分も行うことができませんので、地方税法第15条の7の規定に基づきます滞納処分の執行停止を行います。

以上です。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） 御回答のほうをありがとうございました。

議長、ここからは一問一問解決したいと思いますので、一問一答でお願いしたいんですがよろしいでしょうか。

議長（滝内久生君） はい。

4番（渡邊照志君） よろしく申し上げます。

まず、管財人との担保権抹消の手続に対しては、取得額、取得費100万円の予算が議会で決定した後に、破産管財人から裁判所に手続を開始するということですが、まず、議会の可決を得ないと、この手続は先に進まないということで理解してよろしいと思いますが、いかがでしょうか。今の段階では、手続に対しては口約束とも取れるので、契約の段取りとして間違いがないよう、もう少し詳しく回答をお願いいたします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 議員おっしゃるとおり、予算の取得から手続が進むものと考えております。取得費の予算額可決後に、破産管財人が下田市を売却先とする担保権消滅の許可の申立てを裁判所に行くこととなります。これが担保権者に送達されます。担保権者はこれに対して、競売の申立て、もしくはうちのほうの100万円より5%上乗せの申出もできることとなっております。その申出について1か月以内に、担保権消滅の手続から1か月以内に行うこととなっておりますが、その競売参加者や買受申出人がいるとしましては、予算計上100万円の執行はできなくなるところでございます。この措置が行われることなく1か月が経過した場合、売却の相手方を下田市として担保権消滅の許可が決定し、代金納付期限、おおむねその手続が終了後、1か月から2か月がたつと通知されることになり、この時点で予算執行となり、破産管財人と売買契約という形になる予定でございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） 詳しく回答ありがとうございました。要するに105万円で買いたいという申出の方がいない限り、売却先を下田市として担保権消滅の許可が決定して、納付期限が通知されて予算執行となり、その上で売買契約の締結となるということですので理解ができました。下田市と売買契約が成立し、100万円の支払いとなる時点では、担保権消滅の手続も済んでいるので、契約に関しては心配ないということでもよろしいでしょうか。



議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 今、議員おっしゃるとおりでいいと思います。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） 12月補正予算の計上については委員会でもお聞きしましたが、様々な手続があり、管財人との協議の上で早いうちに返事が欲しかったということで間違いありませんよね。令和3年度内に管財人のほうに取得の申出をしなければならぬということですが、そこはもうぎりぎりのところで、期限でしょうか、お伺いします。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

4番（渡邊照志君） はい、どうぞ。

議長（滝内久生君） 午後1時まで休憩します。

午前11時57分休憩

午後1時0分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（高野茂章君） それでは、なぜ今議会に調査費を計上しなかったという質問でございますが、先ほども申しましたとおり、担保権消滅の申立てから許可が下りるまで1か月以上かかるということで、年度内に下田市が購入を決定しない状態で、費用をかけて調査を行うのは適切ではないと考えて、取得確定後に調査を行うようにしたいと思っているところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） 昼休みが入りましたので、ちょっと順番のほうに狂っちゃったかもしれないですけど、取りあえず分かりました。この機会を逃すと、いわゆる旧下田グランドホテルは何らかの法律の改正がない限り、このまま放置されてしまうということによろしいですよね。

次に、ホテルの調査の目的についてですが、先ほど言いましたが、市民の皆様が関心のあ

るアスベストの使用有無に関しては、専門機関に調査・分析をしていただかないと正確な結果が得られないので、取得確定後に補正予算に調査費を計上し、対応する予定とのことですが、1月20日の現地調査後、確認できなかったとの報告を受けたとき、当局は使用の確率はゼロとは言い切れなかった中で、調査のための補正予算を今回の議題として計上しなかったのか。一つ一つ疑問を解消して、その結果を踏まえて事業を進めることが大事だと思いますが、その考えはなかったのかお伺いします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 先ほども申し上げましたとおり、今議会で予算計上は控えさせていただき理由としては、100万円の議決が得られたときに今後の調査を行うこととしておるところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） 購入の決定がないのに費用をかけて調査を行うのは適切ではないとの回答でしたけど、アスベストの有無については、市民の皆様が一番関心の大きなことなので、今となっては遅いですが、私個人としては再度調査をしていただきたかったかなと思っております。旧グランドホテルの解体費の金額の予算に関しても影響するのではと思いましたが、致し方ないことだと思っております。回答は結構でございます。

続いて、取得後の解体予定のスケジュール案について回答がありました。旧下田グランドホテルの取得の契約が済むと、先ほども言いましたが、何らかの原因で事故になることを想定すると、なるべく早いうちに、工期を早くして事業を進めることがよいと思いますし、地元の住民の皆様も安心すると思いますがいかがでしょうか。お答えをお願いします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 危険性があるので、所得後は早く解体をとということでございます。やはりこれから調査をした上で基本構想、市民アンケート等を取り入れながら計画をつくっておりますので、令和4年、5年に対して基本構想、調査を行っておく予定でございますが、調査の結果によっては飛散性アスベスト等につきましては、飛散防止の応急措置は取っていききたいというふうに思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） 解体工事、公園整備に関わる約6億から9億円の経費についてお伺い

します。

国、県の補助金で50%、地方債で50%の計画をこの前見せていただきましたが、具体的にどのような補助金があるのか現時点では確定しておらず、国、県の担当課に相談しており、対象になり得る事業の照会をいただいているということですが、市の地方債について、すみませんが財務課長にお伺いします。地方債で賄うとしている約3億から4億5,000万円については、例えば、大きい額の4億5,000万円の起債をした場合、何年くらいの償還を考え、年額償還金はどのくらいになるのか、本当に概算で結構ですので教えてください。お願いします。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 事業につきましては、先ほど建設課長が申しあげましたように、防災機能を有する公園を一例として挙げさせていただきまして、事業費のほうを算定してございます。この間、前回の全協の中でお示しした中では、解体工事費と公園整備を合わせまして6億円から9億円ぐらいの事業費というふうに想定してございます。

防災公園の整備といたしますと、国の交付金等の補助メニューを考えまして2分の1が補助対象、その裏の残りの2分の1に対しまして、3億円から4億5,000万円ぐらいということで考えておりますけれども、その補助金のメニューが国の社会資本整備の交付金でありますと、裏の起債に対しましては充当率90%と考えております。前回、全額地方債のような形でお示ししておりますけれども、その防災公園の中ですと90%が想定されるかなというふうに思っております。それで考えますと、残りの4億5,000万円に対し90%で、地方債が4億500万円と想定いたしますと、公園整備ですので、補助の対象ですとか、それから起債の対象というところをよくよくこれから相談していかなければならないかと思うんですが、償還期間を仮に20年とした場合に、元金償還が始まります頃には、年間1,200万円ぐらいの償還になるのではというふうに考えております。ただ、これは現在の概算で出した事業費に対しまして、今の補助メニューの制度、起債のメニューで試算したものでありますので、今後、詳細に計画を立てていく中で、金額ですとか、それから、返済方法等を改めて県にも確認しつつお示ししていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） ありがとうございました。

次に、民間の参画については、現時点では難しいけれど、整備後、PFIなどの手法によ

り公民連携の可能性も検討するということなのですが、この可能性についてはどの程度の確率で参画をいただけるのか、結構難しい件だと思いますがいかがでしょうか。お伺いします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） P F Iの確率、大変難しい質問ではございますが、今後、可能性を検討していくということございまして、具体的に今現在、募集や協議などを行っているわけではありませんので、現時点については確率等については分からない状況でございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） P F Iなどの可能性については検討という段階だということなのですが、更地になった時点ではそういう形のものの申出もあるかもしれないのですが、この計画の目的以外の利用は、もともと補助金の性格から外れる可能性がありますので考えないで、市の方針のとおり進めたほうがよいと思いますがいかがでしょうかね。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） いろんなことを視野に入れて公園整備へ、防災公園を有する公園として進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） すみませんね、長くなって。

先ほどもちょっと言いましたが、残りのまた三つ、廃ホテルと言ったら大変持ち主の方に失礼なのですが、その三つのホテルについてですが、ちょっと私の質問の仕方が悪くて、この中に所有者の分からないホテルがあるとの報道がありましたのでちょっとお聞きしたんですが、グランドホテルみたいな形のものが、この後、ああいう状態になった場合には、また同じ計画を立てるのではないかと心配しているところですが、そのことについてはどのように考えているかお聞かせください。お願いします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） ほかのホテルにつきましては、今いわゆる廃ホテルと言われる三つについては、うちのほうで現在、所有者は全部把握しており、確認もしておるところでございます。現時点では管理もされているという認識は持っているところでございます。

グランドホテルにつきましては、跡地利用という観点から購入を判断したものでありまして、ほかの三つのホテルとは別扱いとさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） 様々な質問に対して御回答をありがとうございました。

最後になりますが、12月の議会からこの3か月の期間で市当局が様々な質問に対して回答ができたということ、また、資料をつくってきていただいたことに関しては、この事業に対し真摯に向き合い、考えてきた結果だと思っております。私はこの旧グランドホテルの取得に対し、この事業を進めるに当たり、当局の説明があまりにも情報不足のため、全くできなかった諸問題が、この一般質問において明らかになりました。

今回、我々は清新会として旧下田グランドホテル取得の事業に対し、また、他の諸問題につき、3月2日に県庁を訪問させていただきました。そこで様々な意見を頂戴してまいりました。資源の確保については、まず、行政において最終目的をはっきりと定めることが一番必要であり、また、その案件に対して様々な回答方法を模索し、現在の状況も考えた上で判断して計画を立てることが大切であると聞いてきました。下田市当局の方々も当然そのようなことは当たり前日々考えて努力してるとは思いますが、私にしてみれば改めて聞くと新鮮に聞こえました。

最後にお伺いしますが、この旧グランドホテル跡地に対する最終利用目的が防災公園で間違いないのか、また、それに当たり財政措置については都市公園計画法に基づく社会資本整備総合交付金か緊急減災事業債、それとも過疎債、公園の緑地化の起債がありますが、これに関して最終的な御答弁をお願いいたします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） グランドホテルにつきましては、防災機能を有する公園ということで整備は行っていきたいと考えております。平時利用につきましては、いろんな考えがありますので、PFI等民間活力も入れることも検討しながら、市民意見も取り入れながら、平時利用については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） これをもって、4番 渡邊照志君の一般質問を終わります。